

平成31年3月7日

海老名市長 内野 優 殿



海老名市消防運営審議会

会長 児島 文之



海老名市消防署西分署整備による管轄区域について（答申）

平成31年2月21日付けで諮問のあった標記の件について、次のとおり答申する。

1 審議会の結論

海老名市消防署西分署整備による管轄区域を次のとおりとすることについては、妥当であると認められる。

1	上郷	7	下今泉
2	上郷一丁目～四丁目	8	下今泉一丁目～五丁目
3	上今泉	9	扇町
4	上今泉二丁目～三丁目	10	河原口三丁目
5	国分北一丁目	11	めぐみ町 ※小田急・相鉄海老名駅を除く
6	泉一丁目～二丁目		

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、海老名市消防署西分署整備による管轄区域を前記のとおりとする合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問経緯

市域の中で現場到着に時間を要することが多い、上郷・下今泉地区への現場到

着時間を短縮するため及び海老名駅西口地区・駅間開発による商業施設の増加や全国的にも見られる高齢化の進展等により救急需要が高まっていることから、更なる消防力の強化並びに市民サービスの向上を図るため海老名市消防署西分署を整備することとなった。

このようなことから、海老名市消防署西分署の管轄区域を前記のとおりとすることについて、消防運営審議会の意見を求めるため諮問するものである。

(2) 検討概要

ア 管轄区域の現状と課題について

消防ポンプ自動車の緊急走行に当てられる時間である「走行限界時間」に入らない、上郷・下今泉地区を西分署の管轄区域とし、また、小田急線・相鉄線・JR相模線による鉄道通過障害を受けにくくするため、国分北1丁目・上今泉2・3丁目等の地区を西分署の管轄区域とする。

イ 管轄区域面積の平均化について

現在の署所は、北部に北分署、中部に本署、南部には南分署と、3つの区域に分け、比較的バランス良く配置されているが、南北に長い地形と、人口密度の偏りなどの点から、管轄面積の平均化は困難である。

ウ 管轄別救急出動件数について

平成30年中の管轄別の救急出動件数は、南分署と比べると本署、北分署は500件程度多く、本署管内の救急には高速道路の救急事案も含まれるということで救急隊への負担にも偏りがあるが西分署が建設され、管轄区域が変更すると件数の平均化が図られ、長時間を要す高速道路への出動時の応援態勢にも強化が図られる。

エ 消防署西分署の設置後の管轄区域について

今後更に開発の進む西口地区や駅間地区をカバーしつつ、現場到着に時間を要している市域の北西部を管轄とすることで現場到着時間の大幅な短縮が見込め、市民サービスの向上につながる。

3 審議会の判断理由及び意見

当審議会は、次の理由により、海老名市消防署西分署整備による管轄区域について、前記の審議会の結論のとおり妥当であると判断する。

(1) 管轄区域の現状と課題について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断し、また、その他意見等はないものである。

(2) 管轄区域面積の平均化について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断し、また、その他意見等はないものである。

(3) 管轄別救急出動件数について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断する。また、意見として、救急隊の負担軽減について、西分署を開署するに当たり、職員の増員と救急救命士の養成を行っていただきたい。

(4) 消防署西分署の設置後の管轄区域について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断する。また、意見として、海老名駅西口地区及び駅間地区の人口推計を含めた管轄区域人口の平均化及び管轄別救急出動件数の検討があると良い判断材料となったと考える。

以上